

入札説明書

令和8年度中央合同庁舎第6号館B棟19階模様替工事の入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和8年5月20日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 法務省大臣官房施設課長 細川 隆夫

3 担当部局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
法務省大臣官房施設課経理係
電話 03-3592-7027
電子メールアドレス：skeiri@moj.go.jp

4 工事概要

(1) 工事名

令和8年度中央合同庁舎第6号館B棟19階模様替工事

(2) 工事場所

東京都千代田区霞が関1-1-1

(3) 工事内容

詳細は別冊の図面及び仕様書等による。

(4) 工期

令和9年1月15日まで

(5) 使用する主要な資機材

特記事項なし

(6) 本工事は、入札時に「企業の技術力」、「配置予定技術者の能力」、「地域精進度」及び「企業の賃上げ実施」について記述した競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外（賃上げを実施する企業に対する総合評価における加点を含む。）の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）の工事である。

(7) 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項第1号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めるが、第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない工事である。

(8) 本工事は、猛暑による作業不能日数を見込んだ工事である。

(9) 本件入札手続は、下記に定めるとおり、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（G E P S（<https://www.p-portal.go.jp/>）））により行う。なお、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。

5 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70

条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 開札時に本工事の業種区分（建築一式工事）において、法務省の令和 7・8 年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 法務省の令和 7・8 年度における建築一式工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、850 点以上 1,000 点未満（C）であること。
- (4) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を本工事に専任で配置することができること。
 - ア 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - イ 所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に同建設業者と 3 か月以上の雇用関係にあること。
 - ウ 本工事において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項第 1 号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者（以下「専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。）の配置を行う場合は、以下の（ア）から（ク）の要件を全て満たさなければならない。
 - （ア）各工事の請負金額が 1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。
 - （イ）工事現場間の距離は、1 日で巡回可能かつ移動時間が概ね 2 時間以内であること。
 - （ウ）下請次数は 3 次までであること。
 - （エ）現場に連絡員を配置していること。連絡員とは、監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者をいい、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を 1 年以上有する者であること。
 - （オ）施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。
 - （カ）人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること。
 - （キ）現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
 - （ク）監理技術者又は主任技術者が兼務できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。

なお、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例 2 号の場合の監理技術者）を活用した工事と兼務することはできない。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これらの複数の工事を一の工事とみなす。

- (5) 主任技術者又は監理技術者の専任期間は以下のとおりである。
- ア 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
 - イ 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
 - ウ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、法務省競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- ア 資本関係
 - 以下のいずれかに該当する2者のとき。
 - (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にあるとき。
 - (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にあるとき。
 - イ 人的関係
 - 以下のいずれかに該当する2者のとき。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
 - (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねているとき。
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねているとき。
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねているとき。
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められるとき。
- 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加しているとき。
- その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められるとき。
- (8) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
 - (9) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不相当であると認めていないこと。
 - (10) 法務省が発注した工事について、予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が 65 点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が 1 か月を経過していること。
 - (11) 平成 23 年度以降に法務省が発注し、工事成績評定通知がされた工事について、法務省が発注する工事の競争参加資格における工事の施工実績及び配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）の工事経験として提出する場合には、当該工事成績評定点が 65 点未満でないこと。

6 日程・提出期限等

- (1) 申請書及び資料の提出期限
令和 8 年 6 月 5 日午後 3 時（必着）
- (2) 競争参加資格確認通知
令和 8 年 6 月 22 日
- (3) 苦情申立期間
競争参加資格確認通知を受けた日の翌日から起算して 5 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内
- (4) 苦情申立てに対する回答期限
苦情申立期間の最終日の翌日から起算して 4 日（休日を除く。）以内
- (5) 函面等に対する質問期間
令和 8 年 6 月 22 日から令和 8 年 6 月 30 日午後 3 時まで（休日を除く。）

- (6) 質問に対する回答 令和8年7月3日
- (7) 入札書及び工事費内訳書の提出期限 令和8年7月14日午前10時(必着)
- (8) 開札 令和8年7月15日午前11時

7 競争参加資格の確認等

- (1) 本件競争入札の参加希望者は、以下により書類を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けること。

なお、上記6(1)の提出期限までに書類を提出しない者(書類に不備がある者を含む。)及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができないので、留意すること。

おって、本工事の業種区分の競争参加資格(上記5(2))の認定を受けていない者も申請書を提出することができる。この場合において、同5(1)及び同(4)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に同5(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として、競争参加資格があることを確認するものとする。同5(2)の資格の認定に係る申請方法は、法務省ホームページ(https://www.moj.go.jp/chotatsu_kensetsu_shikakushinsa.html)に掲示している。

ア 提出書類

- (ア) 申請書(第1号様式)

(イ) 資料

- a 配置予定技術者の資格等(第2号様式)
- b 第2号様式の記載内容を確認できる資料
- c 企業の技術力(総合評価用)(第3号様式)
- d 配置予定技術者の能力(総合評価用)(第4号様式)
- e 地域精通度(総合評価用)(第5号様式)
- f 第3号様式、第4号様式、第5号様式の記載内容を確認できる資料
- g 従業員への賃金引上げ計画の表明書(総合評価用)(第6号様式)
- h 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を行う場合の確認事項(第13号様式)
- i 内部改修範囲床面積表(第14号様式)

※ 上記cからgの資料は下記8の総合評価における加点を希望しない場合は提出不要である。

上記cからgの資料の作成方法等は別添1「技術等資料(総合評価)提出依頼書」を参照すること。

上記gは、本件入札案件以外で既に他の入札案件(他省庁等を含む。)に提出している場合は、その写しの提出で差し支えない。

上記hは、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を行う場合に提出すること。

上記iは、同種又は類似業務について、建築種別「②改修」を選択した場合に提出すること。

また、平面図等に内部改修を行った範囲(改修により影響が生じる室を全て含む。)をハッチングし、その箇所ごとの床面積を明記すること。

イ 提出方法

(ア) 上記6(1)の提出期限までに、上記アの提出書類(申請書及び資料)を電子調達システムにおいて提出すること。

ただし、提出ファイルの容量が50MBを超える場合は、上記ア(ア)の申請書のみを電子調達システムにおいて提出し、上記ア(イ)の資料の全部を上記3の場所に持参又は郵送すること。この場合においては、申請書及び資料のいずれも上記6(1)の提出期限までに、提出場所に到達することを要するものとする。

(イ) 電子調達システムで提出する場合には、法務省ホームページからダウンロードした様式をもとに作成するものとし、ファイルの形式は以下のとおりとする。

- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・PDFファイル

なお、提出書類は添付資料欄に添付して提出(送信)すること。

提出するファイルは、圧縮することにより1つのフォルダにまとめても差し支えないが、各ファイル名には提出資料の各様式及び名称等を記載し、判別できるようにすること。圧縮ファイルの形式は、ZIP形式又はLZH形式のみを認める。

(ウ) 紙入札方式による参加を希望する場合は、申請書及び資料のほか、紙入札方式による参加申請書(第9号様式)を作成し、これらを併せて上記3の場所に持参又は郵送すること。

(エ) 持参又は郵送による提出に当たっては、クリップ止めとし、製本、ステープラー止め等を行わないこと。

(2) 資料は、次に従い作成すること。

ア 配置予定技術者の資格等(第2号様式)

(ア) 上記5(4)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を記載すること。

なお、配置予定技術者が特定できない場合は、配置予定技術者として複数の候補技術者を記載することができる。ただし、複数の候補者のうち、上記5(4)に掲げる基準を満たさない候補者がいた場合には、同基準を満たす候補者を本工事に専任で配置することを条件として競争参加資格を認める。

(イ) 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出したものは、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

(ウ) 他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(エ) 死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合のほかは、資料の差し替えは認められない。ただし、資料の提出期限の翌日以降において、死亡等の特別な理由のほか、次のaからcまでに該当する場合に認められる場合がある。なお、傷病等特別な理由によ

り、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならず、また、a から c までに該当する場合であっても、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、資格及び同種又は類似工事の経験について、当初の配置予定技術者と同等以上の者を発注者の承認を得た上で配置するほか、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置する等の措置が講じられるようにすること。

a 受注者の責によらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し工期を延長した場合

b 工場から現地へ工事の現場が移行する場合

c 一つの契約工期が多年に及ぶ場合

イ 資格資料（第2号様式の記載内容を確認できる資料）

アの配置予定技術者として記載した者の有する資格を証する書面の写し（申請書の提出期限日現在において有効なものに限る。上記5(4)イの資格を証する書面の写しについては、監理技術者資格者証において確認できない場合に限り健康保険被保険者証の写し（被保険者番号にはマスキング処理をすること）、社員証の写し、在職証明書等）を添付すること。

ウ 企業の技術力（総合評価用）（第3号様式）

記載に当たっては別添「技術等資料（総合評価）提出依頼書」を確認すること。

エ 配置予定技術者の能力（総合評価用）（第4号様式）

記載に当たっては別添「技術等資料（総合評価）提出依頼書」を確認すること。

オ 地域精通度（総合評価用）（第5号様式）

記載に当たっては別添「技術等資料（総合評価）提出依頼書」を確認すること。

カ 従業員への賃金引上げ計画の表明書（第6号様式）

記載に当たっては、別添「技術等資料（総合評価）提出依頼書」、下記8(2)アd※及び第6号様式の留意事項を確認すること。

また、本入札案件以外で既に他の入札案件（他省庁等を含む。）に提出している場合は、その写しを提出することで差し支えない。ただし、提出がない場合は、加点対象としない。

(3) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期間の最終日をもって行うものとし、その結果は、令和8年6月22日までに電子調達システム又は書面により通知する。なお、紙入札方式による参加申請に対する承認は、競争参加資格の確認に併せて書面により通知する。

(4) その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書及び資料は、提出者の同意がある場合を除き、競争参加資格の確認以外に使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

エ 提出期間を経過した後の申請書又は資料の変更（差し替え及び再提出を含む。）は認めない。

オ 資料作成のため発注者から受領した資料は、発注者の承認なく公表又は使用し

てはならない。

カ 申請書及び資料に関する問い合わせ先は上記 3 に同じ。

8 総合評価に関する事項

(1) 落札方式

ア 入札参加者は、「価格」及び「技術等資料」をもって入札を行い、次の要件に該当する者のうち、下記(2)によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

なお、入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、次の(ア)及び(イ)の要件に該当する入札をした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

イ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、下記 17 に示すとおり、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

(2) 総合評価の方法

総合評価は、「標準点」（100 点）及び「加算点」（最高 33 点）の合計を入札価格で除して得られる数値（評価値）をもって行う。

「標準点」については、入札参加者全てに付与する。

「加算点」については、技術等資料に係る評価点（下記アの評価項目に係る評価点の合計）を付与する。

ア 技術等資料の評価に関する基準

技術等資料に係る加算点の算出方法は、次の項目ごとに評価を行い、得られた「評価点の合計値」を当該評価点として付与する。

a 企業の技術力について（第 3 号様式）

評価内容	評価基準	評価	配点
平成 23 年度以降における同種・類似工事の施工実績の有無	同種又は類似工事 国、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）又は特殊法人等（注 1）での実績がある。	1.0	左記評価点に、「より高い同種性又は類似性が認められる」の場合は評価点 5.0、「高い同種性又は類似性が認められる」の場合は評価点 2.0 を加算する。 (注 2)
	同種又は類似工事 国、地方公共団体	0.0	

		(都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区)、特殊法人等を除く者での実績がある。		
令和3年度以降の法務省発注工事における工事成績評定点の平均点 (注3)	80点以上		6.0	〇〇/6.0
	75点以上80点未満		3.0	
	70点以上75点未満		1.0	
	65点以上70点未満		0.5	
	65点未満又は該当期間の工事成績がない。		0.0	
品質、環境マネジメントシステムの取組状況 (産業区分：建設) (注4)	どちらか(両方を含む)の認証を取得している。		1.0	〇〇/1.0
	両方の認証を取得していない。		0.0	
ワーク・ライフ・バランス等推進企業(注5)	申請期限日において該当する。		1.0	〇〇/1.0
	該当しない。		0.0	

b 配置予定技術者の能力について(第4号様式)

評価内容	評価基準		評価	配点
平成23年度以降における主任(監理)技術者としての工事経験の有無	同種又は類似工事	国、地方公共団体(都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区)又は特殊法人等(注1)での経験がある。	1.0	〇〇/7.0
		国、地方公共団体(都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区)、特殊法人	0.0	

	等を除く者での経験がある。		
令和3年度以降の法務省発注工事における主任（監理）技術者としての工事成績評定点の平均点（注3）	80点以上		7.0
	75点以上80点未満		4.0
	70点以上75点未満		2.0
	65点以上70点未満		1.0
	65点未満又は該当期間の工事成績がない。		0.0
資格	当該工事に有効な資格（注6）を有する。		1.0
	当該工事に有効な資格を有していない。		0.0

注1 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に定めるもののほか、国立大学法人法に基づく国立大学法人及び大学共同利用機関法人とする。なお、過去において公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項の適用を受けていた特殊法人等が発注者となった業務を実績として提出する場合は、特殊法人等に該当していたことを確認できる当時の法令等の根拠資料を提出すること。

注2 「高い同種性又は類似性」、「より高い同種性又は類似性」が認められる場合とは、以下の階数、延べ面積及び工事種目に応じた場合とする。

	「同種性又は類似性が認められる場合」としての評価	「高い同種性又は類似性が認められる場合」としての評価	「より高い同種性又は類似性が認められる場合」としての評価
過去年度	平成23年度以降（過去15か年度）		
建物用途	①又は②のいずれか ①庁舎（法務省収容施設を含む。）（※1） ②事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設（※2）		
建築種別	①又は②のいずれか1つを選択		
	①新築又は増築（増築は増築部分が条件を満たすこと	②改修（内部改修を含むものに限る）	①新築又は増築（増築は増築部分が条件を満たすこと
		②改修（内部改修を含むものに限る）	②改修（内部改修を含むものに限る）
階数	階数要件なし		

延べ面積	500㎡以上	内部改修 500㎡以上	900㎡以上	内部改修 900㎡以上	1,400㎡以上	内部改修 1,400㎡以上
構造	S造(※3)、RC造(※4)又はSRC造(※4)					
工事種目	建築一式工事					

※1 「庁舎」とは、国又は地方公共団体の施設で一般行政事務に供される施設をいい、特殊法人等の施設で一般事務に供される施設及び法務省収容施設は「庁舎」と同様に取り扱うものとする。

※2 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場、病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、女性自立支援施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）、学校、研究施設、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場

※3 S造については、建築基準法施行令（昭和25年政令338号）第1条第3号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材は重量鉄骨であるものに限る

※4 SRC造及びRC造にはPC造及びPCa造を含む。

注3 ここでいう工事とは、業務種別が建築一式工事に該当するものをいい、令和3年度以降に担当した法務省発注工事の評価に係る対象期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間とする。

注4 品質マネジメントシステムとは、ISO9000シリーズ又はJIS Q9000シリーズ、環境マネジメントシステムとは、ISO14000シリーズ又はJIS Q14000シリーズを示す。

注5 「ワーク・ライフ・バランス等推進企業（以下「WLB等推進企業」という。）」とは、次のいずれかの認定又は確認を受けている事業主とする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条又は第12条に基づく認定（えるぼし・プラチナえるぼし認定）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に基づく認定（くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく認定（ユースエール認定）又はワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱（平成28年9月26日内閣府男女共同参画局長決定）第6条に基づく内閣府男女共同参画局長による確認。

注6 当該工事に有効な資格とは、一級建築士を示す。

c 地域精通度について（第5号様式）

評価内容	評価基準	評価	配点
平成28年度以降における近隣地域	東京都内での施工実績がある。	1.0	〇〇/1.0

での施工実績（工事場所が位置する都道府県での工事実績） （注7） （注8）	東京都内での施工実績がない。	0.0	
工事場所と建設業法に基づく営業所の所在地の関係	東京都内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の営業所がある。	1.0	〇〇／1.0
	東京都内に営業所はないが、その隣接都道府県（注9）に営業所がある。	0.5	
	東京都及びその隣接都道府県（注9）に営業所がない。	0.0	

注7 建築一式工事の元請として完成引渡し完了した工事（建築種別は「新築、増築（増築は増築部分が条件を満たすこと。）、改修（模様替）又は耐震改修」及び工事種目は「建築一式工事」。）のうち、新築または増築の場合は「地業から完成まで」、改修または耐震改修の場合は「工事の着手から完成まで」施工した工事で、竣工時請負代金額が1億円以上の施工実績を対象とする。

注8 a 「企業の技術力について」の「平成23年度以降における同種・類似工事の施工実績の有無」において評価された施工実績は、重ねて評価しない。

注9 ここでいう「隣接都道府県」とは、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県のいずれかをいう。

d 賃上げの実施に関する評価（第6号様式）

評価項目	評価基準	評価	配点
賃上げの実施を表明した企業等	令和8年4月以降に開始する最初の事業年度または令和8年（暦年）において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。 【大企業】※	2.0	〇〇／2.0
	令和8年4月以降に開始する最初の事業年度または令和8年（暦年）において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。 【中小企業等】※	2.0	
	賃上げの実施を表明しない。	0.0	

※ 本評価項目で加点を希望する入札参加者は、第6-1号様式又は第6-2号様式の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。

なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに契約担当官等が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに契約担当官等に提出するものとする。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（第7号様式）の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を決算日（第6-1号様式に記載の事業年度の末日）の翌日から起算して2か月以内に契約担当官等に提出すること。ただし、法人税法（昭和40年法律第34号）第75条の2の規定により、申告書の提出期限の延長がなされた場合には、契約担当官等への提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（第8号様式）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「○A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする（注1及び注2）。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を翌年の1月末までに契約担当官等に提出すること。

なお、経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

賃上げの実施に関する評価に係る資料の提出場所は上記3に同じ。

注1 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は第7号様式の「合計額」と、暦年単位の場合は第8号様式の「支払金額」とする。

注2 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体

的な例は別紙のとおりである。

上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合（1点大きな配点）の減点を行う。

なお、共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

また、賃金引上げ計画の表明を行ったものの、未達成となる状況が続く場合は、申請書又は資料に虚偽の記載をした者とみなす場合がある。

イ 同種又は類似工事の施工実績、工事経験

上記(2)ア a の「平成 23 年度以降における同種・類似工事の施工実績」、同(2)ア b の「平成 23 年度以降における主任（監理）技術者としての工事経験」とは、建築一式工事の元請として完成引渡し完了した次表に掲げる基準を全て満たす工事のうち、建築一式工事の着手から完成までの施工実績又は工事経験（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合ものに限る。）とする。

	「同種性又は類似性が認められる場合」としての評価		「高い同種性又は類似性が認められる場合」としての評価		「より高い同種性又は類似性が認められる場合」としての評価	
過去年度	平成 23 年度以降（過去 15 か年度）					
建物用途	① 又は②のいずれか ① 庁舎（法務省収容施設を含む。） ② 事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設					
建築種別	① 又は②のいずれか 1 つを選択					
	① 新築又は増築（増築は増築部分が条件を満たすこと	② 改修（内部改修を含むものに限る）	① 新築又は増築（増築は増築部分が条件を満たすこと	② 改修（内部改修を含むものに限る）	① 新築又は増築（増築は増築部分が条件を満たすこと	② 改修（内部改修を含むものに限る）
階数	階数要件なし					
延べ面積	500㎡以上	内部改修500㎡以上	900㎡以上	内部改修900㎡以上	1,400㎡以上	内部改修1,400㎡以上
構造	S 造、RC 造又はSRC 造					

工事種目	建築一式工事
------	--------

ウ その他

(ア) 技術等資料のヒアリング

原則として行わない。必要が生じた場合は、その日時及び場所等の必要事項を別途通知する。

(イ) その他具体的な内容等については、別添の「技術等資料（総合評価）提出依頼書」による。

9 入札参加者に対する詳細図面及び仕様書等の貸与

- (1) 競争参加資格確認通知の際、送付する。
- (2) 貸与した詳細図面及び仕様書等は、発注者の承認なく公表又は使用してはならない。

10 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して、競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面により（様式は適宜とする。）説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記3に同じ

イ 提出方法 上記6(3)の提出期間内に、上記3の宛先に電子メールにより提出又は上記3の場所に持参若しくは郵送すること。

なお、電子メールにより提出する場合は、上記3の宛先に受信確認を行うこと。

- (2) 苦情申立てに対する回答は、上記6(4)の回答期限までに、説明を求めた者に対し書面により行う。

11 詳細図面等に対する質問

- (1) 上記6(5)の提出期間内に、質問書様式（第10号様式）（Microsoft Excel）により作成し、電子メールにより提出すること。電子メールによる提出ができない場合は、上記3の場所に持参又は郵送すること。

電子メール宛先：skeiri@moj.go.jp

メール件名：令和8年度中央合同庁舎第6号館B棟19階模様替工事に関する質問書の提出について（会社名）

添付ファイル名：令和8年度中央合同庁舎第6号館B棟19階模様替工事（〇〇に対するもの）（会社名）

- (2) 質問に対する回答は、上記6(6)の回答期限までに、入札参加者に対し電子メールにより行う。

12 入札書の提出期限及び提出方法

- (1) 提出期限
令和8年7月14日午前10時（必着）

- (2) 提出方法
電子調達システムによる。ただし、紙入札方式の場合は上記3の場所に持参又は郵送すること。なお、落札者となるべき評価値の最も高い者が2者以上あるときは、直ちに「電子くじ」により落札者を決定するので、入札書の電子くじ番号欄に任意

の数字3桁を必ず入力（紙入札方式の場合は記入）すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

おって、紙入札方式の場合は、入札書及び下記13の工事費内訳書を次のとおり同時に提出すること。

ア 封筒は、二重封筒とする。

イ 表封筒と入札書を入れた中封筒の間に、工事費内訳書を入れ、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出する。また、表封筒及び中封筒には、それぞれ工事名を表示すること。

13 工事費内訳書の提出

(1) 提出方法等

第1回の入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書を、上記6(7)の提出期限までに、上記3の場所に持参又は郵送すること。

工事費内訳書は、封筒に入れ、封緘すること。また、封筒には工事名及び工事費内訳書在中の旨を表示すること。

紙入札方式による場合の工事費内訳書の提出については、上記12(2)を参照のこと。

なお、電子調達システムには添付しないこと。

(2) 様式及び記載内容

ア 工事費内訳書は、公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編（令和7年版）、設備工事編（令和8年版）（国土交通省ホームページ等参照））に準じた様式により作成すること。ただし、これにより難しい場合は、任意の様式により作成して差し支えない。

イ 工事費内訳書の表紙には、発注者名、工事名、工事費内訳書を提出した者の商号又は名称、住所及び代表者名を記載すること。

ウ 種目別内訳の直接工事費、科目別内訳及び中科目別内訳は、棟別（入札公告1(5)ア等）に区分して記載すること。

(3) 提出された工事費内訳書について、支出負担行為担当官（補助者等を含む。）が、説明を求めることがある。

(4) 工事費内訳書が、次に掲げる場合に該当するものについては、法務省競争契約入札心得第7条第1項第5号に規定する「入札書に添付して提出することが求められる工事費内訳書その他の資料（以下「添付資料」という。）を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした入札」として、原則として、当該工事費内訳書を提出した者の入札を無効とする。

また、提出された工事費内訳書を必要に応じて公正取引委員会に提出する場合がある。

ア 未提出又は未提出と同等と認められる場合

(ア) 提出期限までに内訳書が提出されない場合

- (イ) 内訳書の一部が提出されない場合
- (ウ) 内訳書と関係のない書類が提出された場合
- (エ) 他の工事の内訳書が提出された場合
- (オ) 内訳書として提出された書類が白紙である場合
- (カ) 内訳書に提出者の記名が欠けている場合
- (キ) 当該工事に対応する内訳書が特定できない場合
- (ク) 他の入札参加者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合

イ 記載すべき事項が欠けている場合

- (ア) 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
- (イ) 入札説明書に明示した項目を満たしていない場合
- (ウ) 種目別内訳において、「直接工事費」、「共通費」及び「消費税相当額」に区分した記載がなされていない場合
- (エ) 種目別内訳において、「共通費」を「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分して記載していない場合

ウ 他の工事の内訳書等添付すべきではない書類が添付されていた場合

エ 記載事項に誤りがある場合

- (ア) 発注者名に誤りがある場合
- (イ) 工事名に誤りがある場合
- (ウ) 提出者名に誤りがある場合
- (エ) 内訳書の合計金額が第1回の入札書に記載された入札価格に対応していない（端数調整等を除く。）場合
- (オ) 種目別内訳において、「値引き」、「調整額」、「割引」等が計上されている場合

オ その他未提出又は不備等がある場合

- (5) 工事費内訳書は、参考資料として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

14 開札

開札は、下記(1)及び(2)に掲げる日時場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合には、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

- (1) 日時 令和8年7月15日午前11時
- (2) 場所 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
法務省16階共用会議室3（旧入札室）又は電子調達システム
- (3) 方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約（以下「不落随契」という。）に移行する可能性がある。その場合は以下のとおりとする。

- ① 不落随契に伴う見積依頼は、2回目の入札を行った者に対して行うものとする。
- ② 見積書提出意思のある者は、見積書の提出を行うこと。

③ 見積書提出意思のない者は、辞退届を必ず提出すること。

なお、紙入札方式による入札者は、開札場より退出すること。

④ 何ら意思表示のない者は、見積書提出意思のない者とみなす。

開札は、電子調達システムを使用して行うので、同システムにおいて入札をする者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。また、紙入札方式による入札の開札については、電子調達システムによる開札と合わせて入札者の面前で行うので、紙入札方式での入札参加者が開札に参加する際は、代表者又は代表者から本件入札に関する委任を受けた者が出席すること。

また、1回目の開札の結果、予定価格の制限に達した入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うので、紙入札方式で開札に参加する場合は、あらかじめ入札書用紙を持参すること。なお、再度入札になった場合、紙入札方式での入札参加者で1回目の開札時刻に遅れた者、電子調達システムでの入札参加者で2回目の入札時刻までに入札がない者は、再度入札の資格を失うものとするので、留意すること。

おって、電子調達システムに停電、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、入札を延期することがある。

15 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

納付(保管金の取扱店 日本銀行丸ノ内代理店(三菱UFJ銀行新丸の内支店))。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行丸ノ内代理店(三菱UFJ銀行新丸の内支店))又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の100分の10以上とする。

16 入札の無効

本工事の公告及び本入札説明書において示した競争参加資格がないと認められた者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別添の工事説明書及び法務省競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に上記5に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

17 調査基準価格を下回った場合の措置

(1) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、落札決定を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。

調査基準価格(予決令第85条に基づく基準価格)とは、予定価格算出の基礎となった次(①~④)に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては予定

価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

ただし、「直接工事費の額」とは、直接工事費から直接工事費のうち現場管理費相当額を減じた額とし、「現場管理費の額」とは、現場管理費に直接工事費のうち現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、本工事における現場管理費相当額は、直接工事費に10分の1を乗じた額とする。

この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

- (2) 低入札価格調査の対象者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たない者に対しては、低入札価格調査の実施に際し、特に重点的な調査（特別重点調査）を実施する。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

ただし、「低入札価格調査対象者の申込みに係る価格の積算内訳」及び「予定価格の積算内訳」である同表上欄に掲げる費用の額のうち、「直接工事費の額」は、直接工事費から直接工事費のうち現場管理費相当額を減じた額とし、「現場管理費の額」は、現場管理費に直接工事費のうち現場管理費相当額を加えた額として、特別重点調査の実施の要否を判定する。

なお、本工事における現場管理費相当額は、直接工事費に10分の1を乗じた額とする。

- (3) 特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ上記(2)の基準に該当する複数の者について並行して調査を行うことがある。

特別重点調査の詳細については、法務省ホームページ：https://www.moj.go.jp/shisetsu/keiri/chotatsu_low_tender_index.html「法務省における低入札対策について」－「予算決算及び会計令第86条の調査について」に掲載しているので、入札参加に際して必ず確認すること。

18 配置予定技術者の確認等

- (1) 落札者決定後、工事实績情報システム等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合のほかは、資料の差し替えは認められない。ただし、資料の提出期限の翌日以降において、死亡等の特別な理由のほか、次のアからウまでに該当する場合に認められる場合がある。なお、傷病等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならず、また、アから

ウまでに該当する場合にあっても、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、資格及び同種又は類似工事の経験について、当初の配置予定技術者と同等以上の者を発注者の承認を得た上で配置するほか、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置する等の措置が講じられるようにすること。

ア 受注者の責によらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期を延長した場合

イ 工場から現地へ工事の現場が移行する場合

ウ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合

- (2) 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を行う場合は、上記5(4)ウに掲げる要件を満たすことを確認するための資料(第13号様式別紙)を落札決定後に提出すること。

ア 提出場所 上記3に同じ

イ 提出方法 上記3の宛先に電子メールにより提出又は上記3の場所に持参若しくは郵送すること。

なお、電子メールにより提出する場合は、上記3の宛先に受信確認を行うこと。

19 猛暑による作業不能日数に関する事項

本工事は、猛暑による作業不能日数を以下のとおりとする。

- (1) 作業不能日数：12日間

(2) 上記(1)は、環境省が公表する関東地方_東京都_東京地点におけるWBGT値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(令和3年~同7年)について、本工事の工期に対応する期間(休日及び夏季休暇(3日)を除く。)において、8時から17時の間にWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算した過去5年分を平均したものである。

(3) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する関東地方_東京_東京地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの(小数第一位を四捨五入する。))が上記(1)の日数から著しくかい離した場合には、受注者は発注者へ工期及び請負代金額の変更を協議することができる。

20 ダumping調査に関する事項

本工事は労務費ダumping調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。

- (1) 理由の確認方法

書面による確認に加えて、必要に応じて電話、対面又はオンラインによるヒアリングを行う。

- (2) その他

書面の様式やヒアリング日時等については別途連絡する。書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する

る条件に違反した入札として無効とする場合がある。

21 手続における交渉を行う意図の有無

無

22 契約書の作成

別紙契約書案により、契約書を作成するものとする。

23 支払条件

当該請負契約に係る請負代金は、原則として2回に分けて支払うものとする。

24 工事保険

請負者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約を締結するものとする。

25 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

26 再苦情申立て

- (1) 契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記 10(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面（様式は適宜とする。）により契約担当官等に対して再苦情の申立てを行うことができる。

なお、再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- (2) 提出場所 上記3に同じ

- (3) 提出方法 上記3の宛先に電子メールにより提出又は上記3の場所に持参若しくは郵送すること。

なお、電子メールにより提出する場合は、上記3の宛先に受信確認を行うこと。

27 関連情報を入手するための照会窓口

上記3に同じ。

28 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (2) 入札参加者は、別添の法務省競争契約入札心得及び契約書案を熟読し、同入札心得を遵守すること。なお、電子調達システムにより入札手続を行う場合、同システムによる手続と法務省競争契約入札心得に相違がある場合は、同システムによる手続を優先する。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合には、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 入札参加者の過失により本件工事の入札手続に遅延を及ぼすこととなった場合は、当該業者に対して指名停止を行うことがある。
- (5) 落札者は、上記7(1)の資料に記載した配置予定技術者を本工事の現場に専任で配置すること。
- (6) 落札した建設業者及び下請業者が、外国の板ガラス製造業者からの競争力のある

取引の申出に対して適切な配慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資材及び機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。

(7) 受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(8) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

ア 法務省大臣官房施設課長が発注する建設工事並びに測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査(以下「発注工事等」という。)において、暴力団員等による不当要求又は工事(業務)妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、その内容を記載した書面により速やかに発注者に報告すること。

ウ 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

(9) 本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合において、工事完成後の工事成績評定点が65点未満の場合は、工事成績評定点の通知日の翌日から1か月間、法務省が入札公告等の手続を開始する工事の入札に参加することができない。

ただし、上記入札参加制限は、政府調達に関する協定の適用を受ける工事の入札については適用しない。

(10) 本件では、電子調達システムにおいて入開札までの手続を行うこととし、落札後の契約事務等(支払代金の請求等)については、電子調達システムを使用しないものとする。

(11) 申請書の提出期間(上記6(1))を経過した後に、紙入札方式による参加を希望する場合は、速やかに紙入札方式による入札参加申請書(第9号様式)を作成の上、上記3の場所に持参又は郵送すること。

(12) 電子調達システムに関する問合せ先等

ア 電子調達システム操作上の手引書として次に掲げるファイル等が政府電子調達(GEPS)ポータルサイト上において公開されているので参考にすること。

(ア) 初めてご利用になる方へ

(イ) 操作マニュアル

(ウ) F A Q・お問い合わせ

イ 障害発生時及び電子調達システム操作等の問合せ先は以下のとおり。

電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-000-683(受付時間は9:00から17:30まで。ただし、国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。)

fax 017-731-3352

政府電子調達(GEPS) <https://www.p-portal.go.jp/>

ウ I Cカード不具合等発生時

発行元の認証局に直接問い合わせるものとする。

各認証局の連絡先は、「初めてご利用になる方へ」参照。

エ 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合は、同システムから送信される通知書及び受付票を確認すること（内容及び通知の時期については「操作マニュアル」参照。）。

【別紙】

使用する様式一覧

		【凡例】	
		◎ 様式及び添付資料を提出	
		○ 様式のみ提出	
様式番号	名称	施工体制 確認型	低入札 価格調査
様式 1	当該価格で入札した理由		◎
様式 2 - 1 (営繕)	積算内訳書 (兼) コスト縮減額算定調書①	○	◎
様式 2 - 2 (営繕)	内訳書に対する明細書 (兼) コスト縮減額算定調書②	○	◎
様式 2 - 3	一般管理費等の内訳書		◎
様式 3	V E 提案等によるコスト縮減額調書		◎
様式 4	下請予定業者等一覧表	○	◎
様式 5	配置予定技術者名簿	○	◎
様式 6 - 1	手持ち工事の状況 (対象工事現場付近)		◎
様式 6 - 2	手持ち工事の状況 (対象工事関連)		◎
様式 7	契約対象工事箇所と入札者の事務所、 倉庫等との関係		◎
様式 8 - 1	手持ち資材の状況		◎
様式 8 - 2	資材購入予定先一覧	○	◎
様式 9 - 1	手持ち機械の状況		◎
様式 9 - 2	機械リース元一覧	○	◎
様式 10 - 1	労務者の確保計画	○	◎
様式 10 - 2	工種別労務者配置計画	○	◎
様式 11	建設副産物の搬出地	○	◎

様式12	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書	○	◎
様式13-1	品質確保体制（品質管理のための人員体制）	○	◎
様式13-2	品質確保体制（品質管理計画書）	○	◎
様式13-3	品質確保体制（出来形管理計画書）	○	◎
様式14-1	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）	○	◎
様式14-2	安全衛生管理体制（点検計画）	○	◎
様式14-3	安全衛生管理体制（仮設設置計画）		◎
様式14-4	安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）		◎
様式15	誓約書		◎
様式16	施工体制台帳	○	◎
様式17	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者		◎

※ 各様式については、法務省ホームページ「法務省における低入札対策－特別重点調査に係る提出書類の作成要領」に基づき作成願います。

(<https://www.moj.go.jp/content/000005484.pdf>)